

ジャカルタ発成田行きの特別便の運航について

令和 3 年 7 月 15 日
在スラバヤ日本国総領事館

※ 在インドネシア大使館より、以下のお知らせが発出されましたので、お知らせいたします。

在留邦人の皆様へ
当地滞在中の皆様へ

1 インドネシアでは、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し、8月1日から在外邦人向けのワクチン接種プログラムが開始されることも見据えて、帰国を希望する邦人の方々が増加することが予想される一方で、航空便の予約が取りにくい状況が続いており、邦人保護の観点から、日本政府としては、官民が連携する形で、できる限り多くの方々が速やかに帰国できるよう、措置を講じていきます。

2 現在、日系航空会社(日本航空、全日空)が、通常の定期便とは別途、スカルノ・ハッタ国際空港発、成田空港着の特別便を近日中に運航することを調整中であり、在インドネシア日本国大使館としても必要な支援を行っています。については、フライトスケジュール等は未定ですが、搭乗希望者の数等を把握するため、以下の案内を御一読の上、搭乗を希望される場合は、お名前、企業・団体名、搭乗希望者数、連絡先(携帯電話番号及びメールアドレス)を、7月16日(金)正午(ジャカルタ時間(WIB))までに在インドネシア日本大使館(oshirase@dj.mofa.go.jp)まで御連絡ください。

3 特別便に搭乗を希望される方は、入国時に必要な防疫措置として、以下の(1)～(6)に応じていただく必要があります。特に、(3)～(5)の手配や費用負担は、帰国者の受入企業・団体となる在本邦の企業・団体が行い、当該企業・団体から(6)の誓約書を提出いただく必要がありますので、予めそれぞれの受入企業・団体と御相談ください。渡航者の希望に応じて航空会社が(3)～(5)の手配を代行することを検討中のため、希望される場合は上記2の御連絡を頂く際に、航空会社による手配代金を希望する旨御記載ください。

- (1) 出国前 72 時間以内及び本邦到着時の検査
- (2) 健康状態及び位置情報の確認
- (3) 入国後 14 日間の待機(於: 予め手配されたホテル・施設等)

- (4)入国後3日目、6日目、10日目のPCR検査の実施(於:同ホテル・施設)
- (5)成田空港から待機施設までの移動手段の確保(公共交通機関は使用不可)
- (6)在本邦の受入企業・団体が、渡航者の本邦入国後14日間の防疫措置を確約する誓約書を外務省に提出すること

(注1)入国時に必要な防疫措置(出国前72時間以内の検査等)については、以下の厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

(注2)誓約書の提出方法等について御質問がある場合は、外務省領事局(海外邦人安全課。03-3580-3311(内線2851))までお問い合わせください。

4 企業・団体に属さない個人を始め、個別の事情等により、上記3の条件を満たすことが困難な在留邦人の方は、在インドネシア日本国大使館窓口(oshirase@dj.mofa.go.jp)まで御連絡ください。

5 特別便の詳細等、更なる情報がある場合は、追って連絡いたします。(了)